

# (1) 「災害警戒対策会議」の設置

風水害の警戒においては、迅速な判断が求められることから、災害時における情報収集の効率化、被害が見込まれる場合の災害警戒本部への移行準備の円滑化を図るため、「災害警戒対策会議」を設置する。

## (1)対策会議の組織

副市長、総務部長、危機管理監、農林水産部長、建設部長、消防長、その他必要に応じて関係する部課長

## (2)設置基準

副市長は、職員の風水害動員基準である二次警戒体制が敷かれ、必要があると判断した場合は、対策会議を設置するものとする。

## (3)協議事項

- 災害情報及び被害情報の収集と分析に関すること。
- 災害警戒本部への移行準備に関すること。
- その他

## (2) 「災害復旧対策会議」の設置

災害対策本部廃止以後の市の意思決定機関として、災害による応急復旧・復興に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、「災害復旧対策会議」を設置する。

### (1) 対策会議の組織

本部長	副市長
本部長	総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長

### (2) 設置基準

市長は、災害による応急復旧・復興等に係る事項を決定するために必要があると判断した場合は、対策会議を設置するものとする。

### (3) 協議事項

- 応急復旧・復興対策に関すること。
- 支援策に関すること。
- 災害対策費の予算に関すること
- 災害救助法及び被災者生活再建支援制度等に関すること。
- その他

### (3)避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 の平時からの検討、実施

#### ➤市の役割

避難所における感染症対策として、マスクや消毒液等の備蓄を行う。

#### ➤市民等の役割

各家庭等における感染症対策として、マスクや消毒液等の備蓄を行う。

➤市ホームページによる周知。

➤地域で開催される鶴岡市地域防災アドバイザーによる「防災サポート出前講座」や防災安全課職員による防災講話の際に周知。

#### ➤市の役割

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課と健康福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

➤協定の締結

## 〈感染症対策を踏まえた本市の備蓄状況〉

品目	数量	配備の考え方
不織布マスク	1 4 7, 0 0 0 枚	避難所収容人数×3日分
布マスク	2 4, 4 3 1 枚	避難所収容人数1日分
消毒液	6 3 0 本	指定避難所×3本
非接触型体温計	4 2 0 本	指定避難所×2個
段ボールベッド・パーティション	1, 2 6 0 セット	指定避難所×6セット
折りたたみマット	1, 6 8 0 枚	指定避難所×8枚
アルファ化米	1 2, 0 0 0 枚	県沖地震避難者4,000人×3食
災害用ビスケット	1 1, 2 2 0 枚	全小中学生10,000人×3食分
液体ミルク	5 6 0 本	乳児70人×8本

## (4)避難に関する情報（分散避難、安全な場所にいる人は避難所に行く必要がない等）の知識の普及・啓発

### ➤市の役割

「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はないため、安全な自宅での「在宅避難」や、安全な親戚宅・知人宅などへの「分散避難」について、事前に検討することの周知を行う。

### (1)周知方法

- 市ホームページによる周知
- 地域で開催される鶴岡市地域防災アドバイザーによる「防災サポート出前講座」や防災安全課職員による防災講話の際に周知。
- 鶴岡市自主防災組織連絡協議会総会・研修会での周知

### (2)周知内容

- 在宅避難（＝自宅）、自宅が安全な場所なら自宅で避難
- 知人や親せき宅へ、頼れる人が安全な場所に住んでいるなら、避難させてもらえないか事前に話をする。
- 特に洪水や台風被害の際は、ホテルへの避難等も効果的

### ➤市民等の役割

知人宅などへ避難する「分散避難」等についてあらかじめ確認する。

## (5)災害対応力を強化する女性の視点

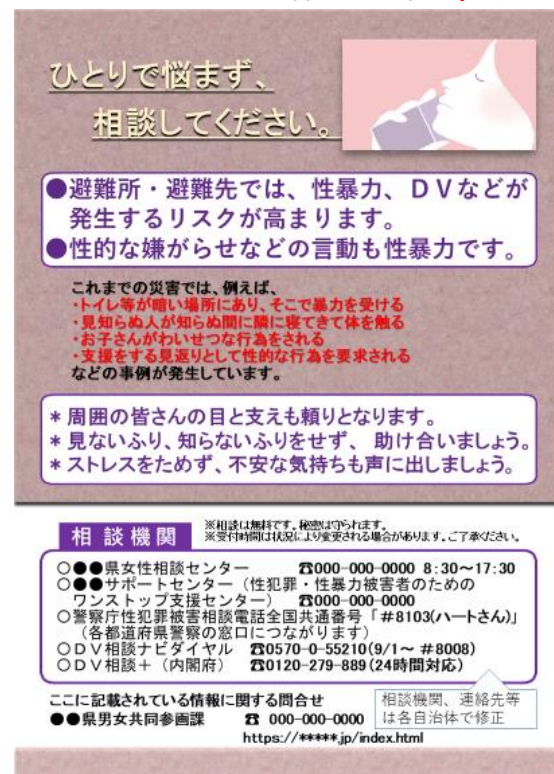
令和2年5月に、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成されたことから、女性の視点からの災害対応を追加する。

### ➤避難所運営の責任者に女性を配置

避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員並びに国、県及び他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会及びボランティア等の相互協力のもとに実施する。管理体制としては、避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会及び自主防災組織等と協力し管理を行うが、女性と男性の双方のニーズにきめ細かく対応できるように、責任者には女性と男性の両方を配置する。

### ➤性暴力・DVの未然防止のためのポスター等の掲示

暴力被害を訴えるのは、平常時でも難しいうえに、非常事態には更に声を挙げにくくなると言われていることから、性暴力やDVを未然に防ぐための取組として、ポスター等の掲示を行う。



ひとりで悩まず、  
相談してください。

- 避難所・避難先では、性暴力、DVなどが発生するリスクが高まります。
- 性的な嫌がらせなどの言動も性暴力です。

これまでの災害では、例えば、  
・トイレ等が暗い場所にあり、そこで暴力を受ける  
・見知らぬ人が知らぬ間に隣に寝てきて体を触る  
・お子さんがわいせつな行為をされる  
・支援をする見返りとして性的な行為を要求される  
などの事例が発生しています。

\* 周囲の皆さんの目と支えも頼りとなります。  
\* 見ないふり、知らないふりをせず、助け合いましょう。  
\* ストレスをためず、不安な気持ちも声に出しましょう。

**相談機関** ※相談は無料です。秘密は守られます。※受付時間は状況により変更される場合があります。ご了承ください。

- 県女性相談センター ☎000-000-0000 8:30～17:30
- サポートセンター（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター） ☎000-000-0000
- 警察庁性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」  
（各都道府県警察の窓口につながります）
- DV相談ナビダイヤル ☎0570-0-55210(9/1～#8008)
- DV相談+（内閣府） ☎0120-279-889(24時間対応)

ここに記載されている情報に関する問合せ  
●●男女共同参画課 ☎ 000-000-0000 相談機関、連絡先等は各自治体で修正  
[https://\\*\\*\\*\\*.jp/index.html](https://****.jp/index.html)

## (6)屋根の耐震診断及び耐風改修に関する事業

### 事業内容

耐風性能が十分ではないおそれのある既存住宅・建築物の屋根の耐風性能の診断及び脱落の危険性があると判断された屋根の改修に必要な費用の一部に対し、社会資本整備交付金を活用し支援を行う。

### 屋根の耐震診断

建築基準法の告示基準に適合しているか、かわらぶき技能士や瓦屋根工事技士等により診断

【補助率】 市が実施：国1/2、民間が実施：国と市で2/3

【補助対象限度額】 31,500円／棟

### 屋根の耐風改修

告示基準に適合しない屋根について、所要の耐風性能を有する屋根にふき替え

【補助率】 国と地方で23%

【補助対象限度額】 24,000円に屋根面積（㎡）を乗じた額（上限2,400,000円／棟）